また、一般社団法人 遊技産業健全化推進機構（推進機構）の活動につきましては、立入検査店舗数が昨年末時点で2万店舗を超え、この立入検査を端緒に検挙に至った事例も多数あるなど、着実に実績を積み重ねております。しかしながら、推進機構の立入検査活動において、昨年12月にも立入検査の妨害事案が発生した他、妨害には至らないまでもそれに近い事案もあったと承知しています。立入検査を妨害するような行為は、不正改造の根絶を目指す業界全体の取り組みに真っ向から背を向ける行為であり、断じて許されるべきものではありません。このような事態が継続して発生していることを業界としても重く受け止め、再びこのようなことが起きることのないよう、ぱちんこ業界全体における不正改造対策への意識改革を行うとともに、推進機構の活動について周知徹底をお願いします。警察といたしましても、引き続き、推進機構と積極的に連携しつつ、厳正な指導・取締りを推進してまいりたいと考えております。

■遊技くぎの問題について

くぎを曲げるなどして、検定や認定を受けた遊技機と異なる遊技性能を創出することについては、悪質な不正改造事案であることは、ご承知の通りであります。しかし、依然として同種事案の発生に歯止めがかからない状況にあります。特に現在、ぱちんこ遊技機市場の大半を占めるデジパチについては、大当り抽選が作動する中央始動口のみを入賞させるよう、両脇その他の一般入賞口に玉が入らない仕様に改造する、くぎ曲げ行為が懸念される状況にあります。具体的には、現在市場に出回っている、ぱちんこ遊技機について検定を取得した時の設定値によれば、一般入賞口に入る玉数は10分間に数十個、1時間に数百個がコンスタントに入る性能となっている。この性能を有する遊技機の一般入賞口に玉がほとんど入らなくなっているとすれば、極端に性能が改変させられた遊技機が営業の用に供されていることとなり、異常な事態であると言わざるを得ません。

そのような状況を改善すべく、本年6月から推進機構の検査活動として、くぎに関する遊技機性能調査を実施していただくことになったのは先月（5月）通知した通りです。このくぎの問題については、曲げれば不正改造というだけの単純な問題ではなく、遊技性能、すなわち遊技機の射幸性の適正管理を侵害するという、ぱちんこ営業の規制の根幹を揺るがす問題である事を強調しておきたい。

ご承知の通り、くぎは遊技機の性能に直結する重要な部品であるため、くぎの角度、方向等を変更することは、検定を受けた型式の性能を改変することにほかならない。過度に偶然性に偏った遊技性能等、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機として、営業の用に供していることが認められれば、風営適正化法第20条第1項（遊技機の性能の基準「風俗営業者は、その営業所に、著しく客の射幸心をそそる恐れがあるものとして同項の国家公安委員会規則で定める基準に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならない。」）違反として、行政処分の対象となります。この違反は、当庁で定める量定基準では営業停止の基準期間につき、3月相当として、非常に重い処分となっています。また、仮にメーカーがこのような著しく射幸心をそそるおそれのある性能を有した遊技機を、検定を受けた型式に属した遊技機として販売したり、不正の手段により検定を受けたり、遊技機取扱説明書の内容が正しく記載されていないことが判明した場合は、当該検定が取消されるとともに、当該メーカーはこの先5年間、検定を受ける資格を失うこととなります。

このように、遊技機の射幸性の適正管理を侵害する違反が非常に厳しい理由は、先ほど申し上げた通り、風営適正化法において、ぱちんこ営業を規制する上で射幸性の適正管理が制度の根幹の一つであるからに他なりません。また、冒頭、射幸性の抑制の重要性を申し上げましたが、これを実行していただくための大前提は、当然のことながら、射幸性が適正に管理されていることであります。射幸性の低い遊技機の開発・普及への取り組みをいくら強調したところで、遊技客に遊技サービスが提供される時点で不正に性能が改変されているのであれば、射幸性の抑制は有名無実となります。射幸性の適正管理なくして、射幸性のさらなる抑制なしであります。

貴協会におかれましては、くぎの問題が不正改造事案であるばかりでなく、ぱちんこ営業における射幸性の適正管理を侵害するという制度の根幹を害する事態であるとの認識に改めていただき、貴協会が業界横断的組織であるという立場から、くぎに関する健全化対策を、業界を挙げた取り組みとして率先して推進していただきたい。目指すべきは、検定を受けた型式と同じ遊技性能を有する遊技機が、全国ホールの営業の用に供されることでありますが、その実現に向け、本年6月から開始されました推進機構の遊技機性能調査をきっかけに、必要があればその結果も利用しながら、ホール団体としてやるべきことは何か、また、メーカー団体、販売業者団体としてやるべき事は何か、貴協会が是非ともリードしていただき、改善に向けた取り組みを早急に検討・実行していただきたいと思います。今後の業界の成熟のためにも、推進機構からの警察への通報制度が開始された以降の警察の摘発により、健全化が図られるものであってはならないと考えています。

■遊技機の設置や部品変更に伴う適正な手続の徹底について

風営適正化法令においては、ホールに適切な遊技機が設置されるよう、遊技機設置や部品交換時の変更承認手続においては、メーカー等が作成した保証書の添付が義務付けられているのはご承知の通りです。しかしながら、昨今、検定を受けた型式に属さない遊技機がホールに設置されるケースや、部品交換時の保証に必要な点検確認が適切になされていないケース等、保証書に関する取扱いが適正に実施されていないのではないかと、疑われる事案が立て続けに発生しており、流通過程における取扱業務の健全化の精神が業界内で風化しているのではないかと危惧しています。そのため、この保証書の取扱いについて今一度詳細にお話をしたい。

まず、保証書で何を保証しているのか。ホールに設置されようとしている遊技機や、部品交換により変更された遊技機が、検定を受けた型式と同一であることを保証するものであります。即ち、この保証がなければ変更承認申請を受けた都道府県公安委員会としても、申請対象の遊技機が検定機であるか否か判断ができない、ホールの営業の用に供して良い適正な性能の遊技機か否か判断ができない、ということであります。その意味で、この保証の問題も先ほどのくぎの問題でも申し述べた、遊技機の射幸性の適正管理の問題であるということを軽く考えないで頂きたいと思います。変更承認を要する場合として、新台入替、中古機入替、部品交換の3つがある。そのうち、中古機入替の保証の実務としては、業界全体で取り決めている中古遊技機流通健全化要綱にのっとり、遊技機取扱主任者の資格を有する者を従業員とする販売業者において、適正に遊技機の保証行為が行われるよう、厳格に中古機流通制度が運用される事により、メーカーでない者が中古機入替の保証を行うことが可能となっている。

一方で、新台入替の保証については、当然メーカーによる保証になるが、昨今、ホール設置前に不正改造される事案等、検定機と異なる遊技機が設置されてしまう例が散見されるのはご承知の通り。その原因の一つは、流通過程の複雑化にあると考えている。つまり、メーカーの発送からホールに設置されるまでの間において、メーカーと委託契約等をした販売会社、運送会社、設置会社、それらの下請会社というように、数